附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十九日

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号イ中「、小額紙幣」を削り、同項第十三号中「因り」を「より」に改める。

第十六条第一項中「とき又は」を「とき、又は」に、「当該支払等」を「支払等」に改め、同条第二項中「当該」を削り、同条第三項中「当該支払等」を「支払等」に改める。

第十六条の二中「銀行をいう。以下」を「銀行をいう。第二十一条第三項において」に改める。

第十七条の見出しを「（銀行等の確認義務）」に改める。

第十七条の二第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十八条の三第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第十九条第二項中「とき又は」を「とき、又は」に、「輸出し又は」を「輸出し、又は」に改める。

第二十条第一号中「第四号、次条第三項及び第五十五条の三第一項において」を「以下」に改め、「この条、次条第三項及び第五十五条の三第一項において」を削り、同条第七号中「表示され又は」を「表示され、又は」に改め、同条第十二号中「のいずれかに準ずる取引又は行為」を「に掲げる取引又は行為に準ずるもの」に改める。

第二十一条第一項中「資本取引（」の下に「前条に規定する資本取引をいい、」を、「除く」の下に「。次条第一項、第五十五条の三及び第七十条第一項において同じ」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第六項中「同項」を「同条第二項」に改める。

第二十二条第一項中「同項に規定する」を削る。

第二十二条の二の見出し中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改め、同条第一項中「以下同じ。）及び」を「）及び」に、「以下同じ。）（以下「金融機関等」を「第五十五条の三において同じ。）（次項において「銀行等その他の金融機関」に改め、「間で」の下に「第二十条に規定する」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改める。

第二十三条第二項中「前項の」を「この条において」に改め、同条第四項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十項中「（第二項に規定する対外直接投資をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十四条第一項中「ための資本取引」を「ため の取引」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十五条第六項中「第一項に規定する特定技術」を「特定技術」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十五条の二第一項中「この条」を「この項及び次項」に、「輸出（以下」を「輸出（同項及び第七十条第一項第十九号において」に、「送信（以下」を「送信（次項及び同号において」に改める。

第二十六条第一項第二号中「有する法人その他の団体」の下に「（第四号に規定する特定組合等を除く。）」を加え、同項第三号中「第一号又は前号」を「前二号」に、「数（同項において「総議決権」という。）に」に改め、同項第四号中「前二号」を「前三号」に、「取締役その他これに準ずるものをいう。」を「業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。）若しくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この号及び次条第十三項において「特定組合類似団体」という。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、第一号に掲げるものその他政令で定めるものによる出資の金額の合計の当該組合等の総組合員（特定組合類似団体にあつては全ての構成員）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの又は同号に掲げるものその他政令で定めるものが当該組合等の業務執行組合員（任意組合の業務の執行の委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体のこれらに類似するものをいう。第七十条第一項及び第七十一条第六号において同じ。）の過半数を占めるもの（以下「特定組合等」という。）

第二十六条第二項第一号中「次号及び第三号並びに次項」を「以下この条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　上場会社等の株式の取得（当該取得をしたもの（以下この号及び第四項において「株式取得者」という。）が、当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数、当該株式取得者の密接関係者が所有する当該上場会社等の株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、政令で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数（これらの株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合に行う取得に限る。）

第二十六条第二項第七号中「のいずれかに準ずる行為」を「に掲げる行為に準ずるもの」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「又は第四号」を「、第四号（任意組合又は投資事業有限責任組合に該当するものに限る。）又は第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　居住者（法人に限る。）からの事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継（第一号から第三号までに掲げる行為を伴うものを除く。）